

表附-19 メキシコの締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	B	C	GATS	D	E	F	G	H	I	J	K*6	L
<b>電気通信ルール</b>														
<b>・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール</b>														
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		1302		12-03	附 5	(7-04)*1						11-03		13.4 18.3
[1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)														13.5.1 18.4
[2]番号ポータビリティ														13.5.2 18.4
[6]再販売の許容														18.4
[8]ローミングの許容														18.4
[3]ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別														13.5.3*2 18.4
[4]国際移動端末ローミング・サービス料金の透明性・合理性促進														13.6 18.25*3
[20]海底ケーブルシステムへのアクセス														
<b>・主要なサービス提供者のルール</b>														
[5]不利でない待遇														13.7 18.5
競争条件セーフガード		1305		12-06	約参 1							11-06		13.8 18.6
[6]再販売の許容														13.9 18.7
[9]ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与														13.10 18.8
相互接続					約参 2									13.11 18.9
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続					約参 2.2									13.11.1 18.9.1
◇差別的でない条件及び料金					約参 2.2									13.11.1 18.9.1
◇自己の子会社等よりも不利でない品質					約参 2.2									13.11.1 18.9.1
◇細分化され透明で合理的な条件,原価に照らして定める料金					約参 2.2									13.11.1 18.9.1
◇伝送網の終端点以外の接続点での相互接続					約参 2.2									13.11.1 18.9.1
◇[13]接続約款又は協定による相互接続														13.11.2, 3 18.9.2, 3
◇交渉手続きの公の利用可能性					約参 2.3									13.11.4 18.9.4
◇[14]接続協定のファイリング														
◇相互接続に関する取り決めの透明性					約参 2.4									13.11.5 18.9.5
◇相互接続の紛争解決					約参 2.5									13.21
[17]専用回線によるサービスの提供及び料金														13.12 18.10
[18]コロケーション等の確保														13.13 18.11
[19]電柱,管路,線路敷設権へのアクセス														13.14 18.12
[20]海底ケーブルシステムへのアクセス														13.15 18.13
<b>・政府規制に関するルール</b>														
独立の規制機関					約参 5									13.16 18.17
ユニバーサルサービス					約参 3									13.17 18.19
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示					約参 4									13.18 18.20
希少な資源の分配及び利用					約参 6									13.19 18.21
[23]規制機関による執行														13.20 18.22
[24]紛争解決														13.21 18.23
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		1306		12-07	附 4							11-09		13.22 18.24
[25]技術中立性														13.23 18.15
国際標準の促進		1308		12-09	附 7							11-07		13.25
[26]情報サービス(付加価値サービス)への非規制		1303		12-04								11-04		18.14*4
端末の技術基準		1304		12-05								11-05		
[27]規制執行の差し控え														13.3 18.16
[28]国営企業よりも不利でない取扱い														18.18
協力		1309		12-10	附 6							11-08		
<b>デジタル貿易ルール</b>														
電子的送信への関税不賦課														14.3 19.3
[33]デジタルプロダクトの無差別待遇														14.4 19.4
[36]電子商取引関係法等の透明性														
[37]UNCITRALモデル法準拠(電子商取引の法的効果の許容)														14.5 19.5
[39]電子認証の合法性														14.6 19.6
[40]オンライン消費者保護														14.7 19.7
[41]個人情報保護														14.8 19.8
[42]貿易文書の電子化														14.9 19.9
[43]ネットワーク中立性														14.10 19.10
[44]国境を越えた情報の移転の許可														14.11 19.11
[45]サービス提供者間のインターネット国際接続協議の確保														14.12 19.12
[46]コンピュータ関連設備の自国内利用・設置要求の禁止														14.13 19.13
[47]要求されていない商業上の電子メッセージの規制														14.14 19.14
[48]情報交換、協力														14.15 19.15
[49]サイバーセキュリティ協力														14.16 19.16
[50]ソースコード移転・アクセス要求の禁止														14.17 19.17
[52]コンピュータを利用した双方向サービスに係る責任制限														19.17
[53]政府の公開されたデータへのアクセス確保														19.18
<b>ネット知的財産保護ルール</b>														
[54]インターネットドメインネーム割当の適正手続き														18.28 20.27
[55]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)														20.88*5
[56]サービスプロバイダの責任制限(概括的規定)														18.82

- A) North American Free Trade Agreement (NAFTA) (January 1, 1994)
- B) Colombia - Mexico Free Trade Agreement (January 1, 1995)
- C) Chile - Mexico FTA (August 1, 1999)
- D) Israel - Mexico (July 1, 2000)
- E) EU- Mexico (goods: October 1, 2000; services:2001)
- F) EFTA - Mexico FTA (July 1, 2001)
- G) Mexico - Uruguay FTA (July 15, 2004)
- H) Japan- Mexico EPA (April 1, 2005)
- I) Peru - Mexico FTA (February 1, 2012)
- J) Mexico -Central America (September 1, 2012)
- K) Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement (signed February 4, 2016), Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP) (December 30, 2018-)
- L) Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada (July 1, 2020)

註：GATS は、「モデル参照文書」にフルコミットした場合の項目。GATS の「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書。

\*1:サービスについて WTO 協定準拠の規定あり。

\*2:ダイヤリング・パリティについては規定せず、電話番号使用の非差別のみについて規定。

\*3:努力規定。

\*4:特定の事例で国内法に照らし反競争的である付加価値サービス提供者の行為を是正させ、又は、その他競争を促進し又は消費者利益を保護するためには、締約国は規制をすることが可能とする。

\*5:Annex 20-B で例外規定を設けており、カナダのノーティスアンドノーティスの制度がこれにより許容されていると理解されている。これを併せて見ると、実態としては[56]に近いものに見える。

\*6:CPTPP では、13.21 の一部(13.21.1(d))及び 18.82 を凍結。

(各協定から筆者作成.)